令和７年度

南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金制度に係る手引き

１．事業の目的

南丹市では、再生可能エネルギー及び省エネルギー設備のさらなる導入による２０５０年ゼロカーボンシティを実現するため、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、南丹市重点対策加速化事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

２.募集期間・期限

【申請受付期間】

令和７年５月１４日(水)～令和８年１月９日(金)まで

【実績報告期限】

令和８年２月１３日(金)まで

※事業完了から３０日以内又は令和８年２月１３日(金)のうち早い日まで

【請求書提出期限】

令和８年２月２７日(金)まで

(注１)申請受付は、先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

(注２)交付決定後に契約締結・工事に着手してください。

【提出先・問い合わせ先】

〒６２２－８６５１

京都府南丹市園部町小桜町４７番地

南丹市市民部環境課

TEL：０７７１－６８－００８５

E-mail：kankyou@city.nantan.lg.jp

３．補助対象者

（１）市税の滞納がない者

（２）補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）、補助対象設備を提供する者の代表者等（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）及び住宅等の所有者が、南丹市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

４.補助対象設備等

（１）本市の区域内に設置されるものであること。

（２）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙２の２に定める要件を満たすこと。

（３）商用化され、導入実績があるものであること。中古設備は交付対象外とする。

（４）他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。

（５）上記（１）～（４）の他、以下の各要件に該当するもの。

	区分	要件
１	自家消費型の太陽光発電設備の設置 （住宅・事業所）	○個人住宅の設置においては、２に定める蓄電池と同時に設置するものであること。 ○事業所の設置において、他の法令で義務付けがある場合は、その容量の 110%以上を設置するものであること。 ○法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくＦＩＴ又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。 ○電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ○ＰＰＡ及びリース契約の場合、各事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス（リース）料金から控除されるものであること。サービス（リース）料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース契約において、契約期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定

		耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
2	蓄電池の設置 （住宅）	○１で導入する設備と同時に設置する付帯設備であること。 ○１ｋＷｈあたりの価格が１４１，０００円（工事費込み、税抜き）以内の設備であること。 ○原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ○停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ○ＰＰＡ及びリース契約の場合、各事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス（リース）料金から控除されるものであること。サービス（リース）料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース契約において、契約期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
3	高効率空調機器 （事業所）	○従来の空調機器に対して３０％以上の省ＣＯ２効果が得られるもの。 ○同一年度における申請は、一事業者あたり１０基を限度とする。
4	省エネ診断（事業所）	○省エネ診断士、エネルギー管理士を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者が診断を行うこと。
5	薪ストーブ （住宅・事業所）	○本市の区域内で生産された木材を使用する設備であること。

５．補助対象経費

（１）設備の設置補助（薪ストーブを除く）

①補助対象設備及び補助対象設備を構成する機器等の購入費

②補助対象設備の設置に係る工事費

（２）設備の設置補助（薪ストーブ）

①薪ストーブ（本体のみ）の購入費

（３）省エネ診断

①省エネ診断に係る委託費

６．補助金の額

各設備ごとの補助金の額については、以下のとおりです。

※補助金額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとします。

	補助対象設備	補助金額
1	自家消費型の太陽光発電設備	【住宅】70,000円／kW（上限5kW　350,000円） 【事業所】 （屋根等）50,000円／kW （上限自己保有設置分50kW　2,500,000円、 PPA又はリース方式705kW　35,250,000円） ※出力は、太陽光モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方とし、少数点以下を切り捨てた値とします。
2	蓄電池	補助対象経費の 1/3 以内の額 ※1kWh あたりの補助対象経費は、141,000 円（工事費込み、税抜き）とし、上限を 6kWh とします。 ※容量は、小数点第 2 位を切り捨てた値とします。
3	高効率空調機器	（事業の実施を南丹市内業者との契約により行う場合） 補助対象経費（税抜き）の2/3以内（上限500,000円/台） （事業の実施を南丹市外業者との契約により行う場合） 補助対象経費（税抜き）の1/2以内（上限500,000円/台）
4	省エネ診断	補助対象経費（税抜き）の 2/3 以内（上限 20,000 円）
5	薪ストーブ	設備費用の 2/3 以内（上限 500,000 円とし、オプション設備及び設置に関する工事費を除きます。）

７．交付申請

【申請方法】

南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、南丹市役所市民部環境課へ提出してください。

【交付申請書に添付する書類】

（１）太陽光発電設備（個人にあたっては、蓄電池併設）

①提出書類チェックシート
②補助対象経費及びその内訳が記載された見積書（写し可）
③着工前の現況写真
④設置する設備の型式、容量等が確認できる書類（カタログ等）
⑤発電電力消費計画書（指定様式）
⑥個人情報取扱同意書（指定様式）（南丹市が出資する新電力会社に売電する場合）

（２）高効率空調設備

①提出書類チェックシート
②補助対象経費及びその内訳が記載された見積書（写し可）
③着工前の現況写真（全景と既設設備の型番がわかる写真）
④設置する設備の型式、容量等が確認できる書類（カタログ等）
⑤既設設備に対して３０％以上の省ＣＯ２効果が得られることが確認できる書類

（３）省エネ診断

①提出書類チェックシート
②補助対象経費及びその内訳が記載された見積書（写し可）
③省エネ診断を行う施設の現況写真（全景写真）

（４）薪ストーブ

①提出書類チェックシート
②補助対象経費及びその内訳が記載された見積書（写し可）
③着工前の現況写真
④設置する設備の型式、容量等が確認できる書類（カタログ等）

８．実績報告

【報告方法】

南丹市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第７号）に必要書類を添えて、南丹市役所市民部環境課へ提出してください。

【実績報告書に添付する書類】

（１）太陽光発電設備（個人にあたっては、蓄電池併設）

①提出書類チェックシート

②補助対象設備の設置に係る工事請負、ＰＰＡ又はリース契約書の写し

③補助対象設備の設置に係る領収書、ＰＰＡ又はリースの場合は料金計算書の写し

④補助対象設備の保証書の写し

⑤補助対象設備設置完了後の写真（パネルの枚数が確認できる写真、蓄電池は全景と型番がわかる写真）

⑥住民票の写し

⑦補助対象設備の機器配置図、システム系統図

⑧売電契約書の写し（余剰電力を売電している場合）等、ＦＩＴ又はＦＩＰ制度を活用していないことがわかる書類

（２）高効率空調設備

①提出書類チェックシート

②補助対象設備の設置に係る工事請負等契約書の写し

③補助対象設備の設置に係る領収書の写し

④補助対象設備の保証書の写し

⑤補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真）

（３）省エネ診断

①提出書類チェックシート

②省エネ診断業務に係る業務委託契約書の写し

③省エネ診断業務に係る領収書の写し

④省エネ診断に係る成果品の写し

（４）薪ストーブ

①提出書類チェックシート

②補助対象設備の購入に係る領収書の写し

③補助対象設備の保証書の写し

④補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真）

⑤本市の区域内で生産された木材を購入されたことがわかる書類

９．その他

【取得財産等の管理義務】

補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

【財産処分の制限】

補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に財産処分を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。ただし、財産処分の内容によっては、補助金の一部又は全額を返還していただきます。

※法定耐用年数：太陽光発電設備１７年、蓄電池、高効率空調設備、薪ストーブ６年

【建物の屋根以外の太陽光発電設備設置】

建物の屋根以外に１０kW 以上の太陽光発電設備を設置される場合は、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例による届出後の補助金交付申請としてください。

【太陽光発電設備設置後の自家消費率の報告】

太陽光発電設備設置後、四半期ごとに自家消費率を指定様式（自家消費率報告書）により報告してください。

【太陽光発電電力の売電】

本補助事業で設置される太陽光発電設備については、ＦＩＴ又はＦＩＰ制度の認定を受けることができません。

南丹市では、地産地消と環境教育を推進するため、本補助事業で設置され発生する住宅や事業所からの余剰電力を南丹市が出資する新電力会社「たんたんエナジー株式会社」を活用して買い取り、市内の小中学校で使用する予定ですので、ご協力をお願いします。

（個人住宅からの余剰電力の買い取り）

10 円/kWh（税込）で買い取り

（事業所からの余剰電力の買い取り）

卸電力市場価格（関西）（非化石価値込）で買い取り（詳しくは新電力会社「たんたんエナジー株式会社」までお問い合わせください。）

新電力会社「たんたんエナジー株式会社」への売電のお申込みやお問合せは、次のとおりです。

たんたんエナジー株式会社
〒620-0055 京都府福知山市篠尾新町3丁目79-2竹下ビル202号室
売電のお申込みサイト　https://tantan-energy.jp/nonfit-home/
お問合せ先　TEL：0773-45-3061

なお、「たんたんエナジー株式会社」への売電は、補助事業の要件ではありませんので、他の新電力会社へ売電していただいても問題ありません。

○補助金申請等の流れ

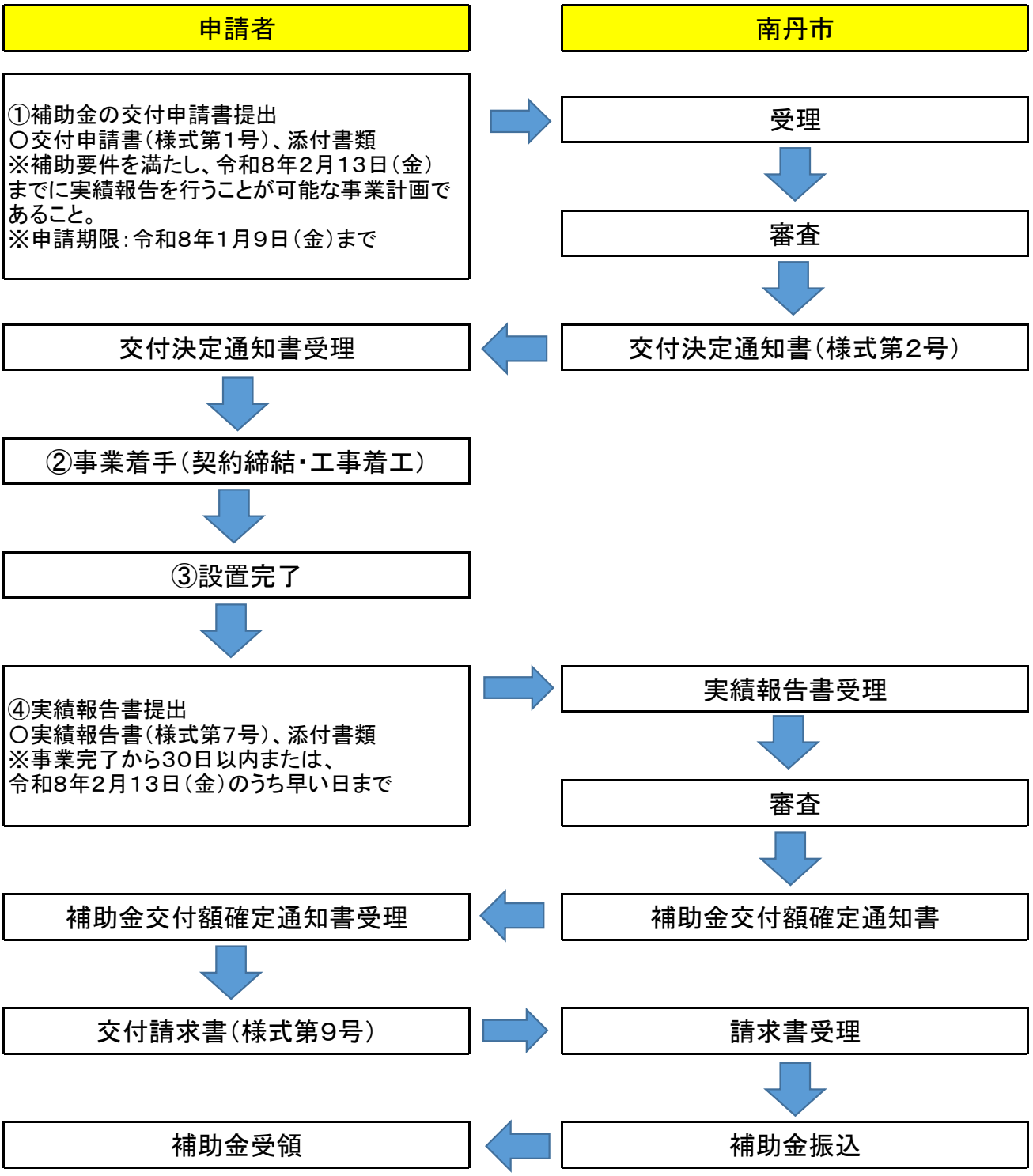

（注1）提出書類については、対象設備ごとの「提出書類チェックシート」でご確認ください。
（注2）申請後に変更が生じた場合は、市環境課までご連絡ください。
（注3）交付決定後に契約締結・工事着手してください。